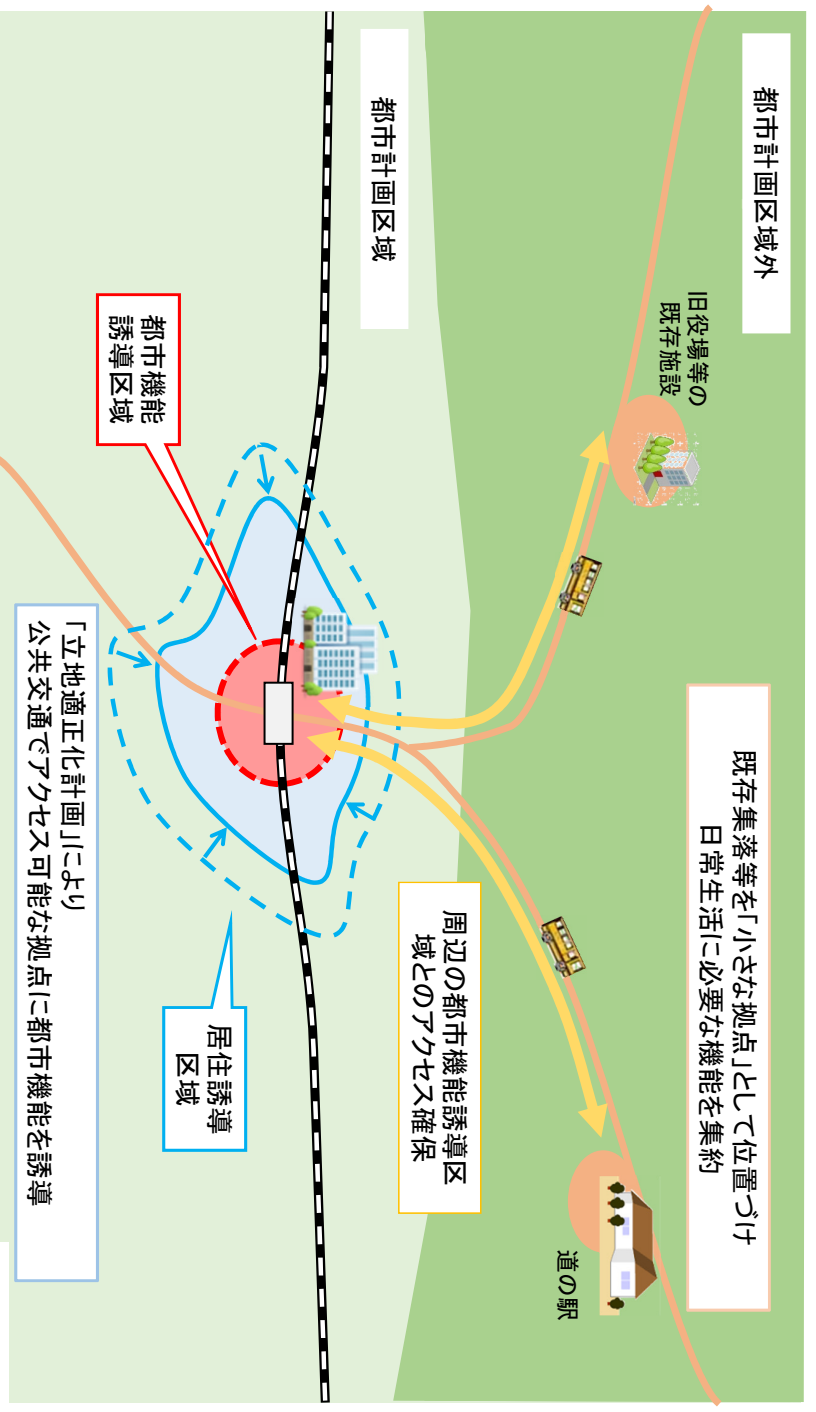


報告事項：立地適正化計画について

スライド39

報告事項：立地適正化計画について

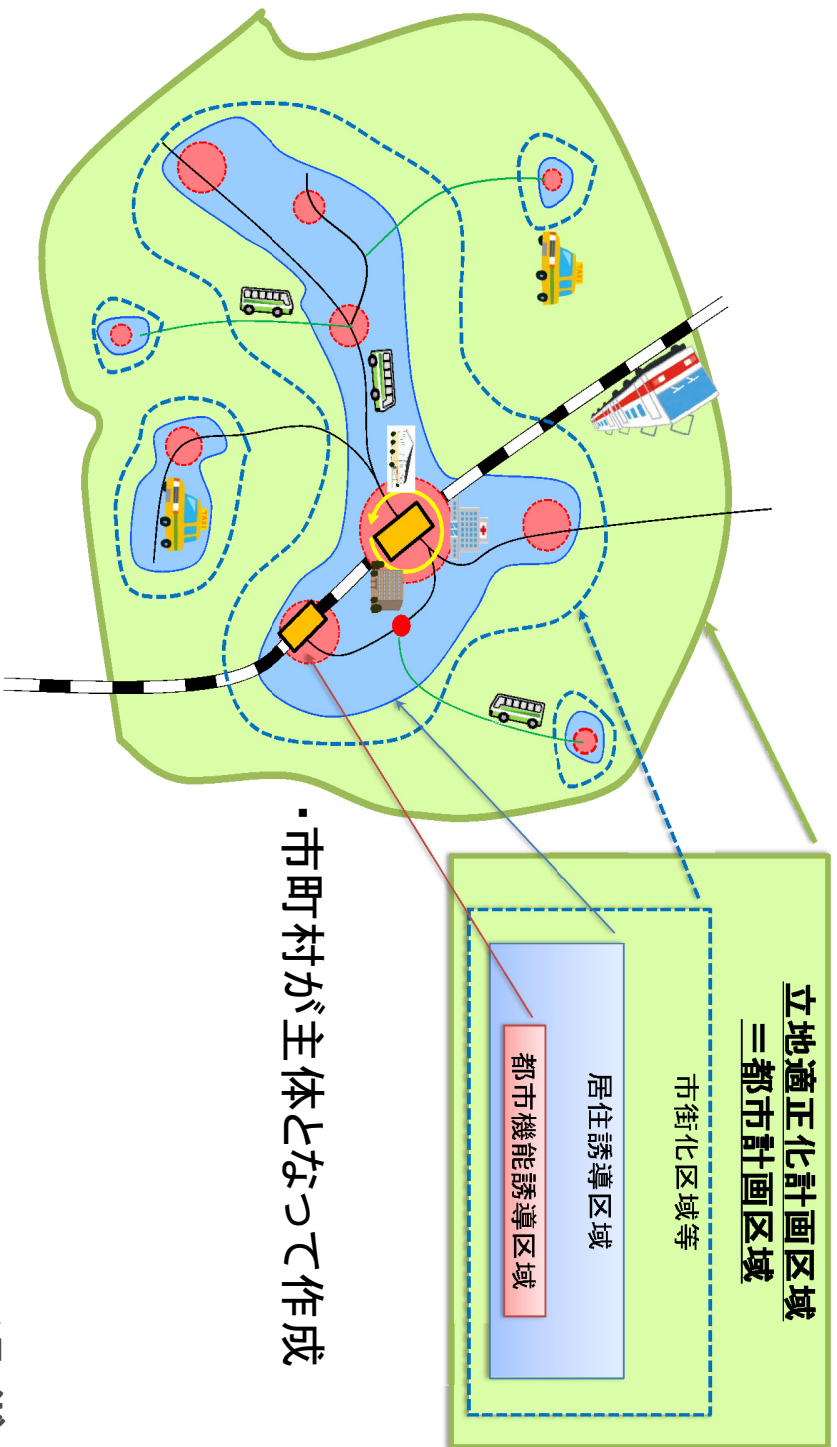
○「コンパクト＋ネットワーク」のイメージ



スライド40

報告事項： 立地適正化計画について

○ 立地適正化計画のイメージ



スライド41

報告事項： 立地適正化計画について

○ 立地適正化計画作成に対する県の関わり

広域的な調整

- ・都道府県は市町村が立地適正化計画を作成しやすいよう、広域的な調整を図ること（都市再生基本方針，都市計画運用方針）

区域マスタープランとの整合

- ・立地適正化計画は，都市計画とも密接に関係するため，都市計画マスタープランの即したものでなければなりません。
- ・市町村は，必要に応じ，都道府県と協議することが望ましい（都市計画運用方針）

計画推進に当たっての支援

- ・都市計画との有機的な連携（都市再生基本方針）
- ・各種事業による支援 など

スライド42